

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)
地域名 (地域内農業集落名)	野畑さんく (野畑3区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在中山間組織を中心に活動を行っている。地域内で主に栽培している作物は、米である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、果樹等の栽培の推進、農地の保全・管理、農業用施設の整備である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、新規の担い手不足、新技術導入のための知識不足が挙げられる。
主な作物: 米

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域資源を生かした特産品の生産や加工販売に取り組むこと、減農薬、化学肥料削減を行い環境保全型農業に取り組むこと、地域の良いところを積極的に情報発信し、移住促進を行うことを目指す。また地域の所得向上に向け、米から野菜への転換の推進や、渋柿の植栽並びに接ぎ木等による生産量の増加を目指し、干し柿等の商品化の検討を行っていきたい。高齢者や女性でも安全な作業ができるように、生産及び干柿加工、販売に取り組む、地域の所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中山間組織を中心となる経営体に位置付ける。 ・今後離農者が出た場合は中心となる経営体に農地を集積し、低コスト化を図りながら耕作放棄地にならないように農地保全に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
実施済み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
個々の経営作業単位ごとに支援サービス事業体に委託。(育苗、代掻き、田植え、稲刈り、乾燥他)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①毎年水稲の作付前に用水路の整備と獣害防止の鉄線柵の保守点検と破壊された柵の補修等を実施。
- ②水稲収穫後の稲わらを畜産農家の牛の飼料として提供し、畜産農家は牛の堆肥を水田に散布する仕組みを作り、耕畜連携を行っている。
- ⑤干し柿等の商品化を行うための取組を実施中。
- ⑦引き続き中山間事業を活用し、管理等を行っていく。